

## 【フランス】 経済改革を目指す「マクロン法」

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

\* 2014年12月に、現政権が目指す主要な経済改革政策を盛り込んだ「経済の成長と活性のための法律案」が議会で提出された。この法案は通称「マクロン法」と呼ばれ、多くの議論と修正がなされながら漸く成立間近まで漕ぎ着けている。身近な規制緩和として、長距離バス路線開設の自由化、商業施設の日曜・深夜営業の拡張等が含まれている。

### 1 議会における審議経過

2014年12月、「経済の成長と活性のための法律案」（注1）が政府から議会で提出された。100条を超えるこの法案は、経済・産業・デジタル大臣エマニュエル・マクロンの名を冠して通称「マクロン法」と呼ばれ、オランド政権による経済改革の要となるものである。しかし、ここで提案された多種多様な規制緩和策が多く反対意見を呼び、また自由主義経済的な施策や雇用者側に有利な労使関係合理化案が含まれていることから、与党である社会党内にも反発の声が上がっていた。そのため議論は長期化し、法案に膨大な修正が加えられ最終的に300条を超えるものとなった（注2）。

成立を急ぐヴァルス首相は、国民議会（下院）本会議での2015年2月及び7月の計3回の審議すべてにおいて憲法第49条3項の規定に訴えた。これは、会期内の法案1件（予算案・社会保障予算案は別扱い）について、首相が国民議会に対する責任をかけ、表決を経ずに採択されたとする手続であり、いわば「最後の手段」、「強行採決」である。議会ではそれに対し政府不信任動議が提出されたが、与党多数の状況下で不採択となった。

### 2 法案の概要

法案の主要部分は、①潜在力を持ちながら規制されている領域の開放、②投資とイノベーションの促進、③労働と労使関係の発展、という「3つの軸」に対応した3章から構成されている。

内容が多岐にわたるため、ここでは一般国民にとって比較的身近で巷間話題になっている政策について簡単に紹介する。なお、条文番号は2014年12月の政府原案による。

#### (1) 交通・運輸関係（第1条～第7条及び第9条）

長距離定期バス路線の開設を促進するため大幅に規制を緩和する。1～2万人の雇用創出や地域・都市間連携の活性化が見込まれ、また、運賃が安価なため若年層や中・低所得層の消費活動にも資するとしている。既存の「鉄道事業調整機関（ARAF）」を「鉄道・道路交通事業調整機関（ARAFER）」に改組し機能を強化する。

自動車運転免許の所持が若年層の雇用促進に重要であるとの認識から、現行の運転免許試験制度をより合理化・迅速化する施策の一環として、学科試験や重量車両運転免許の実技試験等の運営について、可能な範囲で外部委託を進める。

## (2) 司法分野の専門職に関する規制緩和（第 12 条～第 17 条）

公証人、執行官、競売官等の専門職について、司法分野の雇用創出と競争性促進の観点から、事務所の新規開設を自由化する。また、これらの専門実務の依頼経費の決定・改訂の基準の合理性を見直し、例えば日常生活や不動産取引に係る依頼については減額する方向で規定する。依頼経費の自由化、資格年齢の上限設定も視野に入れる。

## (3) 日曜及び夜間営業の拡張（第 71 条～第 82 条）

フランスでは基本的に日曜日は非労働日とされており、商業施設については現在も法律上は例外的に年 5 日までの日曜営業が認められているのみである。商業施設の日曜営業は経済効果が大きいことが明白であるため、今回の法案ではここに踏み込み、年 12 日まで認めることとした。実際に何日認めるかは各自治体の裁量となり、決定には市長の認可が必要となる。また労使の合意を前提とする。

また、フランスを訪れる膨大な観光客がもたらす経済効果を活かすため、新たに「国際観光区域（ZTI）」を設置する。ここでは商業施設はすべての日曜日及び夜間 12 時までの営業が認められる。具体的にはパリのシャンゼリゼ通り、オスマン通りなどの中心街、ニース、カンヌ、ドーヴィル（ノルマンディー地方のリゾート地）に設置される。

## (4) 小売業界における公正競争（第 10 条及び第 11 条）

公正競争調整機関の権限を強化し、商業地域整備に際しての小売業に対する各種規制の妥当性評価、小売物価が高い地域における調査活動と指導、単一小売業者によるシェア占有の抑制、既存店舗と新規参入者の調整等を行う。

## 3 今後

経済の低迷や高い失業率に苦しむフランスは、EU 欧州委員会が加盟国の財政基準として定めている「財政赤字が対国内総生産（GDP）比で 3%未満」を達成できておらず違反状態である。財政緊縮策が求められる一方で、政府は経済回復策を迅速に推進する必要がある、そのため憲法第 49 条 3 項という強い手段を講じた。

前述のとおりこの法案はまだ成立の最終段階にあり（2015 年 7 月 17 日時点）、また詳細をデクレ（政令）やアレテ（省令）に委ねている事項もあるため、これらの施策の具体的な施行時期や効果はまだ不明なものも多い。一方、2015 年 4 月に政府から提出された「労使関係と雇用に関する法律案」が現在議会において審議中であり、経済再生と雇用回復という二つの難題をどう克服していくか、任期の後半にさしかかるオランド政権にとって、2015 年は真価が問われる重要な時期になっている。

注（インターネット情報は 2015 年 7 月 17 日現在である。）

(1) Projet de loi pour la croissance et l'activité, n°2447 <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/projets/pl2477.asp>>

(2) Projet de loi pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques <[http://www.assemblee-nationale.fr/14/ta-pdf/2934-1-art\\_49-3.pdf](http://www.assemblee-nationale.fr/14/ta-pdf/2934-1-art_49-3.pdf)>